

道県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
事務局長 松島 紀由  
(公印略)

**新型コロナウイルスの感染拡大に伴う  
ボランティア活動保険の加入手続きにかかる特例対応について**

本会福祉保険事業につきましては、日頃よりご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、新年度を迎え、ボランティア活動保険の加入手続きのため、多くの人々が社協の窓口に来所することが予想されますが、現在、感染が拡大している新型コロナウイルスのさらなる感染を防止する観点から、関係者が来所することなくボランティア活動保険に加入できるよう、FAX および電子メール等による「加入申込書」の提出および保険料後納を認める特例対応を下記のとおり実施することといたしました。

種々ご多忙のところとは存じますが、貴道県市内の市区町村社協への周知へのご協力方よろしくお願い申し上げます。

記

**1. 特例対応による加入手続きの変更点**

本来、ボランティア活動保険の補償期間は、「加入申込書」に保険料を添えて、申込んだ翌日午前0時からとじていますが、本特例対応では次のとおりとします。

- ① 「加入申込書」を FAX・メール等で受領した場合も、担当窓口での加入申込と同様の取扱いとすることを可能といたします。
- ② 上記①により加入を認めた場合、保険料が後納となっても、「加入申込書」受領の翌日午前0時より補償期間とすることを可能といたします。
- ③ 各社協からの加入報告の提出期限を翌月5日から翌月15日まで延長します。

**2. 特例対応の対象者**

前年度より継続してボランティア活動保険に加入希望の団体・個人とします。

※令和2年度に初めて加入を希望する団体・個人は活動内容の確認や保険加入時の説明等が必要と考えられるため、可能な限り窓口にて対応をください。

**3. 特例対応の期間**

令和2(2020)年4月1日(水)～令和2(2020)年4月30日(木)

**4. その他**

加入報告及び本会への保険料払込は、上記特例対応分を合算のうえ、報告・振込を行ってください。

**【お問合せ先】**

社会福祉法人全国社会福祉協議会 総務部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
Tel. 03-3581-7820 Fax. 03-3581-7854